

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場において製造作業員として従事していた。平成〇年〇月頃からは、清掃業務に従事したという。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D内科に受診し、「神経症性うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに転医し、「混合性不安抑うつ障害」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月〇日、トイレの清掃業務に関して同僚と口論となったこと、同口論の直後、それまで複数の従業員が交替で行っていた会社F工場の清掃業務を請求人1人で行うことになったこと、平成〇年〇月頃に上司から請求人の仕事ぶりを叱責されるなどしたこと等が重なり、不眠や不安等の症状を自覚したという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①担当していたトイレの清掃業務に関してGと口論となったこと、②同口論の直後、それまで4人の従業員が交替で行っていたF工場の清掃業務を請求人1人で行うことになったこと、③Hに私病で手術を受ける旨伝えたところ、同人から同事実を朝礼で公表された上、同人にF工場内の倉庫等の清掃業務に担当替えとされ、また同人から請求人の仕事ぶりを叱責されるなどしたことの3点を主張するので、以下検討する。

ア 担当していたトイレの清掃業務に関しGと口論になったとする主張について

平成〇年〇月〇日、請求人はGと社長室近くの男子トイレの清掃を行うことになり、請求人が清掃開始予定時刻どおりに清掃を開始して清掃を行っていたところ、同時刻から約15分遅刻して到着したGが、到着するなり請求人の清掃状況をチェックして、請求人に対し、便座の裏が拭けていないなど

と請求人の行った清掃の不備を指摘し始めたため、請求人がこれに反論して両名は口論となり、他の従業員がこの状況を認識して担当部署に通報し、HとIが仲裁に入ったことが認められる。同出来事は、業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が同僚との間に生じたものであるということができ、同出来事については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ Gとの口論の直後、それまで4人の従業員が交替で行っていたF工場の清掃業務を請求人1人で行うことになったとする主張について

上記アの出来事の直後、請求人には1人で仕事を行わせてその仕事ぶりを確認すべきであるとのGの主張に配慮したHの業務命令により、請求人は、従来4人の従業員が交替で行っていたF工場の清掃業務を請求人が1人で行うことになったが、従来4人で行っていた仕事を請求人が1人で行うことになったものではなく、4人の従業員が交替で行っていた仕事を請求人1人が専任で行うようになったものである。また、Hは、F工場は、請求人が清掃の担当になったときにはまだ使われておらず、比較的清掃が楽で自分のペースで仕事ができる場所であったとしている。このほか、一件記録を精査するも、請求人の業務量が増加するなど何らかの変化があったことを確認できるものはない。そうすると、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ Hに私病で手術を受ける旨伝えたところ、同人から同事実を朝礼で公表された上、同人にF工場内の倉庫等の清掃業務に担当替えとされ、また同人から請求人の仕事ぶりを叱責されるなどしたことについて

請求人は、F工場の清掃担当となった後、脊髄腫瘍があることが判明し、同疾病の手術を受ける旨会社に伝えたところ、予想に反し、Hが同事実を朝礼で他の従業員に話し、請求人の私病という個人情報の扱いをめぐる方針等において、Hとの考え方の違いが生じた。

平成〇年〇月〇日、請求人は、上記疾病に懸念を抱き、また、かねてから請求人のF工場の清掃ぶりがひどいと苦情を受けて苦慮していたHの判断により、F工場内の倉庫等の清掃業務に担当替えとなり、同時期に、請求人の仕事ぶりに関して上記のような苦情を受けていたHから、複数回叱責を受けた。さらに、請求人によれば、上記疾病の手術後の業務として、Hから、どぶさらいくらいしかやってもらうことはないなどと言われたという。

請求人は、上記疾病等のために足の痛み等体調に問題を抱えていたにもかかわらず、Hは、上記のように立ち仕事ばかりのF工場内の倉庫等の清掃業務をさせ、請求人が同業務に十分に対応できないことについて叱責を行うなどしており、請求人が、請求人の上記事情を十分に考慮しない理不尽な扱いを受けたとHに対し不信感を抱くのも無理なからぬことである。一方で、Hは、請求人の業務に期限を付さず、請求人に対し、ゆっくり休みながらやっというと言ったと述べており、また、Jも、請求人は、倉庫を1週間かけるようなペースで掃除するなど、考えられないような緩いペースで仕事をさせてもらっていた、と述べていること、さらに、一件記録を精査するも、Hの請求人への叱責や手術後の業務についての説明そのものが、強い口調のものであったり、業務指導の範囲を逸脱していたりしたことを確認できるものはない。

以上を踏まえて検討すると、上記の種々の出来事は、私病とF工場での請求人の仕事ぶりに起因する一連の出来事であることに鑑みれば、最初の出来事である朝礼での上記出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。担当替え、Hの叱責、手術後の業務についてのHの説明も、上記を踏まえれば、当審査会は、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」とであると判断する。したがって、当審査会は、これら一連の出来事の心理的負荷は全体として「弱」とであると評価する。

- (4) このほか請求人は、①長時間労働を行った、②嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、③セクシュアルハラスメントを受けたなどと主張し、業務による心理的負荷となる具体的出来事が上記(3)で検討した3つの具体的出来事に絞ってその心理的負荷の強度を評価し事足りりとしている監督署長の判断には納得がいかない、また、業務による心理的負荷の評価には、請求人のICレコー

ダーの録音メモ、携帯電話のメモ、手帳等の全てをみて評価すべきである等と主張する。しかしながら、一件記録を精査するも、請求人の上記の主張事実を確認できるものを見いだすことはできないし、請求人の業務による心理的負荷の評価は、請求人が提出した手帳や追加提出資料等をも精査した上で行ったものである。

- (5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。
- (6) このほか、請求人のその余の主張についても詳細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。